

別紙

諮問第1092号

答 申

1 審査会の結論

「東京都都市整備局都営住宅経営部指導管理課の職員が平成28年度分の旅費請求内訳書にある旅行に関して作成した旅行報告書」について、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都都市整備局都営住宅経営部指導管理課の職員が平成28年度分の旅費請求内訳書にある旅行に関して作成した旅行報告書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成29年7月7日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

東京都職員服務規程（昭和47年訓令第122号。以下「服務規程」という。）8条3項で職員は出張から帰庁したときは直ちに口頭又は文書によりその要旨を上司に報告しなければならない。となっているが、担当上司は口頭だけで報告を処理しているのは不自然であり、文書が保存されていると思う。さらに、報告書がなければ、税金による旅行支出費であるので上司の職務不履行である。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 本件開示請求に至るまでの経緯

審査請求人は、本件開示請求までにも、来庁又は電話により、都営住宅の管理に関する事項を要望しており、その都度、その内容に即した対応を行ってきた。

本件開示請求に先立ち、審査請求人から別件の開示請求書が提出され、同人と協議・調整の上、都市整備局都営住宅経営部指導管理課（以下「指導管理課」という。）職員の給与や旅費の支払実績に係る公文書を対象公文書として特定し、開示決定を行った。

この開示請求書が提出される際、開示請求を受け付けた担当者は、その請求理由を次のように聴取している。

自分の住んでいる都営住宅で、ペットが多数飼育されている。保健所に聞いたところ、多くの都営住宅でペットが飼育されているようである。行政が、飼育している者に対し退去等厳しく対応すべき。

動物飼育について、都は指導しているのか。居住者を指導している指導管理課がもっと積極的に動くべきであるが、全然仕事をしていない。税金の無駄使いだ。行政訴訟を起こしたいので、指導管理課の職員にかかっている人件費を知りたい。

(2) 本件開示請求以降の経緯

ア 当初、本件開示請求書の内容は、上記（1）で開示された公文書を基に審査請求人が独自に集計し作成した表に、金額等を入力して開示してほしいというものであった。本件開示請求書の提出時における審査請求人の主張は、上記（1）と同様に、次のような内容であった。

指導管理課はペット飼育者への対応を行っているのだから、出張内容を知りたい。飼育が減らないのは業務を怠っているからだ。

出張旅費について総務局に確認したら、出張の際は報告書を出していると聞いた。その報告書はないのか。あるはずだから開示してほしい。

イ その後、審査請求人と協議・調整の上、補正書のとおり補正した。

(ア) 本件開示請求書に記載されている「旅行発令簿」については、「①東京都都市整備局都営住宅経営部指導管理課全職員分の電子決定された平成28年度分の旅費請求内訳書」に変更した。

まず、本件開示請求書の別紙に記載されている旅行命令の対象者には、指導管理課以外の職員も含まれていたため、上記審査請求人の主張に基づき、指導管理課の職員に限定されると判断した。

次に、平成28年度には、指導管理課の職員による宿泊を伴う出張が1件あったものの、その出張用務が熊本地震に関連する「熊本県応急仮設住宅建設支援業務」であったため、上記審査請求人の主張に基づき、審査請求人が開示を求めている公文書ではないと判断した。

以上のことから、指導管理課では、日帰りの出張は電子決定により行い、宿泊を伴う出張は書面決定により行っていることに鑑み、審査請求人と協議・調整の上、上記のとおり「電子決定された」との文言を付した内容により補正を行っている。

(イ) また、本件開示請求書に記載されている「旅行報告書」については、「②東京都都市整備局都営住宅経営部指導管理課の職員が平成28年度分の旅費請求内訳書にある旅行に関して作成した旅行報告書」に変更した。

補正後の開示請求書に係る公文書の件名又は内容に「電子決定された」との文言はないが、前述のとおり、審査請求人が開示を求めている公文書に「熊本県応急仮設住宅建設支援業務」の旅行報告書は含まれないと判断したことから、上記「①東京都都市整備局都営住宅経営部指導管理課全職員分の電子決定された平成28年度分の旅費請求内訳書」に係る「旅行報告書」として取り扱っている。

(ウ) なお、指導管理課では、職員が宿泊を伴わない出張から帰庁した際は、口頭によりその要旨を上司に報告し、職員が宿泊を伴う出張から帰庁した際は、文書(復命書)によりその要旨を上司に報告している。これは、服務規程により、出張報告は口頭又は文書で行うこととされていること、また、「東京都職員服務規程第8条第3項の運用について(通知)」(平成8年4月25日8総人人第82号。以下「運用通知」という。)により、宿泊を伴う出張は原則として文書によりその要旨を

上司に報告するものとされていることによる。

以上のことから、「②東京都都市整備局都営住宅経営部指導管理課の職員が平成28年度分の旅費請求内訳書にある旅行に関して作成した旅行報告書」に係る公文書は存在しない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|-------------|-------------------|
| 平成29年 8月25日 | 諮問 |
| 平成30年10月31日 | 実施機関から理由説明書收受 |
| 平成30年11月30日 | 新規概要説明（第167回第三部会） |
| 平成30年12月14日 | 実施機関から理由説明書收受 |
| 平成30年12月21日 | 審議（第168回第三部会） |
| 平成31年 1月22日 | 審議（第169回第三部会） |

(2) 審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア サービス規程8条3項について

東京都職員が出張から帰庁したときの手続として、サービス規程8条3項に、「職員は、出張から帰庁したときは、直ちに口頭又は文書によりその要旨を上司に報告しなければならない。」と規定されている。そして、運用通知により、宿泊を伴う出

出張から帰庁した際の服務規程 8 条 3 項の規定による上司への報告手続きについては、同条同項の規定にかかわらず、原則として「出張復命書」により、文書でその要旨を報告するものとされている。

イ 本件請求文書について

審査請求人は、当初、「平成28年度1087-01『都営住宅管理運営』 旅行者の『旅行報告書』『旅行発令簿』 別紙旅行者一覧表のみ」との開示請求を行ったが、その後、請求内容を「①東京都都市整備局都営住宅経営部指導管理課全職員分の電子決定された平成28年度分の旅費請求内訳書」、「②東京都都市整備局都営住宅経営部指導管理課の職員が平成28年度分の旅費請求内訳書にある旅行に関して作成した旅行報告書」と補正し、開示請求書に添付していた「平成28年度1087-01 都営住宅管理運営 旅行者 一覧表」については取り下げた。

そして、実施機関は、「①東京都都市整備局都営住宅経営部指導管理課全職員分の電子決定された平成28年度分の旅費請求内訳書」の開示請求に対し、「旅費請求内訳書（平成28年度の都市整備局都営住宅経営部指導管理課職員分）」（以下「対象公文書」という。）を特定して一部開示決定を行い、「②東京都都市整備局都営住宅経営部指導管理課の職員が平成28年度分の旅費請求内訳書にある旅行に関して作成した旅行報告書」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対しては、不存在を理由に非開示決定を行った。

その後、審査請求人は、本件請求文書に係る非開示決定に対し、審査請求を行った。

ウ 本件請求文書の特定について

実施機関は、「①東京都都市整備局都営住宅経営部指導管理課全職員分の電子決定された平成28年度分の旅費請求内訳書」に「電子決定された」との文言を付した理由として、指導管理課では、日帰り出張に係る旅費の請求は電子決定により行い、宿泊を伴う出張に係る旅費の請求は書面決定により行っており、平成28年度には、指導管理課職員による宿泊を伴う出張が1件あったものの、その出張用務が熊本地震に関連する「熊本県応急仮設住宅建設支援業務」であったため、審査請求人が開示を求めている公文書ではないと判断し、審査請求人と協議・調整の上、日帰り出

張を対象とする「電子決定された」との文言を付した旨説明する。

さらに実施機関は、本件請求文書について、その内容に「電子決定された」との文言はないが、前述のとおり、審査請求人が開示を求めている公文書に「熊本県応急仮設住宅建設支援業務」の旅行報告書は含まれないと判断したことから、本件請求文書を「①東京都都市整備局都営住宅経営部指導管理課全職員分の電子決定された平成28年度分の旅費請求内訳書」にある旅行に関して作成された「旅行報告書」と特定した旨説明する。

これに対する審査請求人の主張はなく、上記実施機関の説明が不自然、不合理とまでは認められないことから、実施機関が本件請求文書を「①東京都都市整備局都営住宅経営部指導管理課全職員分の電子決定された平成28年度分の旅費請求内訳書」にある旅行に関して作成された「旅行報告書」と特定したことは相当である。

エ 本件請求文書の不存在について

審査請求人は、服務規程8条3項で職員は出張から帰庁したときは直ちに口頭又は文書によりその要旨を上司に報告しなければならないとされており、口頭だけで報告を処理しているのは不自然であり、文書が保存されていると思われるなどと主張する。

これに対し、実施機関は、服務規程及び運用通知に基づき、職員が宿泊を伴わない出張から帰庁した際は、口頭によりその要旨を上司に報告し、宿泊を伴う出張から帰庁した際は、文書によりその要旨を上司に報告しており、本件請求文書は、宿泊を伴う出張がないため作成しておらず、存在しない旨説明する。

そこで審査会が、実施機関から対象公文書の提出を受けて、本件請求文書に係る出張を確認したところ、宿泊を伴う出張がないことが確認された。

これらを踏まえると、実施機関の説明は首肯でき、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、実施機関が本件請求文書について不存在を理由に非開示とした決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、寶金 敏明、山田 洋